高齢者お米購入応援クーポン事業 実施概要

1 事業の目的

市内で小売業などを営む対象店舗で利用できるお米購入応援クーポン券を市内の65歳以上の高齢者に発行し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う生活支援及び地域経済の活性化を目的とする。

2 クーポン券配布対象者

亀岡市に住民登録がある、昭和36年4月1日までに生まれた方

3 事業概要

①発行クーポン券について

65歳以上の高齢者1人あたり1,000 円(1枚500円×2枚綴)分のクーポン券を配布する。

クーポン券は、会計時1,000 円につき1枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。(例:会計が1,500 円であればクーポン券は1枚利用が可能)

(実施イメージ)

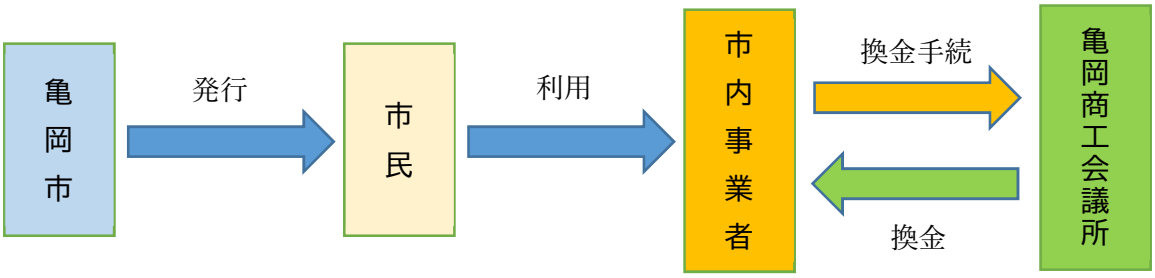

②クーポンの配布時期(予定)

令和7年8月上旬より順次対象者へ郵送

③クーポン利用期間

令和7年8月7日(木)から9月30日(火)まで

④利用可能店舗

以下のすべてに該当する事業者とする。

ア) 本市内で小売業を営む事業者で事前に市に登録申込を行っていること

イ) 取扱店のサインを掲示していること

・店舗登録については9月30日まで随時受付。

・店舗一覧は亀岡市ホームページに掲載。

4 クーポン券の取り扱い

(1)遵守事項

・クーポン券は、利用可能店舗での米の販売取引において利用可能

・クーポン券の現金への換金は不可

・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(2)利用対象となるもの

・精米(白米、無洗米等の炊飯前の物が対象)及び玄米

5 換金手続き【重要】

換金手続きについては、「亀岡商工会議所」で手続きを実施。

(1)換金受付期間(予定)

令和7年8月7日(木曜日)～令和7年11月28日(金曜日) 期限厳守

(2)換金の流れ

ご提出いただいた請求書の内容を確認後、請求書提出の翌日から6営業日を目安に振り込み。

(3)必要書類

①クーポン換金請求書

②振込先口座の確認ができるもの(通帳表紙と見開き1・2ページのコピー等)

③利用済みクーポン原本

6 実施スケジュール(予定)

・8月上旬 クーポン対象者への配布(郵送)

・8月7日(木) クーポン利用・換金申請開始

・9月30日(火) クーポン利用可能期間終了

・11 月 28 日(金) クーポン換金請求期間終了

7 その他

換金受付期間を過ぎての請求は一切受付できませんので、早め早めの換金請求をお願いいたします。